

文部科学省：令和5年度 学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業  
「瀬戸市における民間団体との協働による障害者生涯学習プログラムの開発」

## 障害者生涯学習連続講座 (2023年度)

プログラム	1
<講座の趣旨> 田中良三 (愛知県立大学名誉教授)	2
<b>第1回</b> 加藤英子 (公立陶生病院小児科部長)	4
<b>第2回</b> 豊田雅代 (瀬戸市発達支援室長)	11
<補論>加藤由美子 (NPO法人るんるん保育所「善每」園長)	15
<b>第3回</b> 藤井安規 (瀬戸市立南山中学校教員)	17
<b>第4回</b> 川上雅也 (障害者事業所ジョブウエルー代表取締役)	21
<補論>林ともみ (株式会社パーソナルリング取締役、MC&パーソナリティ)	25
<b>第5回</b> 船越春香 (NPO 法人放課後等ディサービス なも)	27
<補論>藤掛順子 (NPO 法人サポート&ケア、瀬戸市障がい者相談支援センター相談支援専門員)	31
<b>第6回</b> 犬養保夫 (愛知県立瀬戸つばき特別支援学校校長)	33
<補論>小川純子 (金城学院大学等非常勤講師)	37
<b>第7回</b> まとめ	39
編集後記	42

2023年度 第2回 障害者生涯学習連続講座（全7回）

# プログラム

コーディネーター

田中良三（愛知県立大学名誉教授）

	月日	テーマ	講師	司会
第1回	6/29(木) 14:00~16:00 (会場) 瀬戸市文化センター12会議室	<開講式> 周産期からの 障害児・者医療	加藤英子（公立陶生 病院小児科部長）	山本理絵 (愛知県立大学 教育福祉学部長)
第2回	7/3(月) 10:00~12:00 (会場) 発達支援室	幼児期の 療育・保育	豊田雅代（瀬戸市 発達支援室長）	加藤由美子 (NPO 法人るんるん 保育所「善毎」園長)
第3回	7/18(火) 9:30~11:30 (会場) 南山中学校	中学校特別支援 学級の教育	藤井安規（瀬戸市立 南山中学校教員）	田中良三
第4回	8/18(金) 10:00~12:00 (会場) 新郷地域交 流センター「さとの 家」	障害者就労移行 支援事業	川上雅也（株式会社 ジョブウエル代表取締 役）	林ともみ (株式会社パーソナルリ ング取締役 ,MC&パーソ ナリティ)
第5回	8/21(月) 10:00~12:00 (会場) 放課後等デ イサービス「なも」	放課後等デ イサービス事業	船越春香（NPO 法人 放課後等デイサービス なも）	藤掛順子 (瀬戸市障がい者相談支 援センター 相談支援専 門員)
第6回	9/7(木) 9:30~11:30 (会場) 瀬戸つばき 特別支援学校	知的障害特別支 援学校の教育	犬飼保夫（愛知県立瀬 戸つばき特別支援学校 校長）	小川純子 (金城学院大学等非常勤 講師)
第7回	10/12(木) 14:00~16:00 (会場) 瀬戸蔵：会 議室4・5	まとめ <閉講式>	田中 良三	山本理絵

## 講座の趣旨

コーディネーター

田中 良三（愛知県立大学名誉教授）

本講座は、2023 年度文部科学省の学校卒業後の障害者の生涯にわたる、スポーツ・文化・芸術・教養に関する実践研究委託事業の一環として実施するものです。

受託団体の NPO 法人杏と瀬戸市が協働で、「学校卒業後の障害者の多様な学習活動の普及・実現」と「地域が障害理解を深め、地域で支えるまち」の促進を図ることを目標に、今年度で3回目、3年連続の取り組みになります。その一環としての本講座は、昨年度が第一回目で、今年度は二回目になります。

昨年度は、公民館職員等が障害者に接する機会が少なく、接し方に不安を抱えていることや、学ぶ機会がほしいといった要望に応じて、主に公民館職員を対象に、市内の特別支援学校や障害者福祉事業所等を実際に見学しながら学びました。今年度は、受講生の対象を、さらに関心のある障害者事業所職員や保護者、地域住民に広げました。

学校卒業後の障害者の生涯学習支援を拓いていくためには、まずもって、当地域で長年にわたり取り組まれている障害児・者医療、療育・保育、学校教育、学校外の地域支援、卒業後の生活・就労支援について理解することが大切だという考えに立っています。

その上で、今後、公民館はじめ様々な場で、障害者向けの生涯学習講座などが取り組み、本事業終了後も学校卒業後も障害者が生涯にわたって地域で学び、豊かに生活し続けることができるインクルーシブな地域社会が実現されることを期待しています。

講座のプログラムは、今後、瀬戸市における障害者の学校卒業後の障害者の生涯発達・学び支援のあり方について考えるために、乳幼児期から学校期（小中高）、青年・成人期（卒業後）までの各ライフステージに沿った医療、療育・保育、学齢期、卒業後にわたる障害者の生涯を通しての育ちと学びについて取り上げます。

講座では、実際に福祉事業所や学校等の見学をしながら、参加者間でのグループ討議などを取り入れ主体的な学習が進むように工夫します。

司会者は、現在瀬戸市の教育・福祉に実際に携わる者が担当し、単なる進行役に留まらず、講義内容に関わる地域の社会資源の情報を補足します。

また、講師、司会、受講者の三者を繋ぐコーディネーターを配置し、グループワークにおけるディスカッションを活発化させ、全国的視野に立って地域における障害者のライフの課題についての理解を深めます。

そして、文部科学省の障害者生涯学習化政策の理念を共有し、学校卒業後も障害者が地域社会で自立して生きるために必要な力を生涯にわたって維持・開発・伸長するための瀬戸市の課題と展望について検討します。

## 第 1 回

### 周産期からの障がい児医療

公立陶生病院 小児科部長 兼新生児センター長

小児科専門医・指導医

周産期専門医(新生児)・指導医

子どものこころ専門医・指導医 加藤 英子

#### 1. 緒言

近年、発達障害に対する関心の高まりとともに、その有病率の著しい増加が国内外で報告されている。2000年頃から診断概念が大きく変化し(表1)、それに伴って診断基準が改訂されたことと発見率の向上が有病率増加の主な要因とされている。また一方で、見かけ上の変化ではなく、真の増加があるという捉え方もある。真の増加の要因として、両親の高齢化や低出生体重児の増加、生殖補助医療の増加、生活環境の変化(家族のあり方の変化、デジタルメディアの長時間使用など)、環境汚染物質などが指摘されている。結果的にすべての年齢層で発達障害あるいはその疑いで相談に訪れるケースは増えており、地域基幹病院で周産期から子どもの発達診療に携わってきた一小児科医の立場から、その全体像を俯瞰しつつ子ども本人への支援と保護者支援について論じたい。

#### 2. 周産期

子ども虐待は、子どもの実母が妊娠中に抱えていた望まない妊娠や妊婦健診未受診などの問題と関連することが指摘されている。また妊婦自身がうつ病や統合失調症などの精神疾患をお持ちであったり、知的発達症や自閉スペクトラム症(ASD)、注意欠如・多動症(ADHD)などの神経発達症であったり、若年妊娠であったり、経済的困窮に見舞われていたり、家族基盤が脆弱で支援を求められる人がいなかったりする場合には妊娠・出産、子育て期に至るまで切れ目のない手厚い支援が必要となる。このように「出産後の養育について妊娠期から継続的な支援を行うことがとくに必要と認められる妊婦」のことを児童福祉法において『特定妊婦』と定義されている。

当院ではそのようなハイリスク妊婦を妊娠初期より抽出し、メディカルソーシャルワーカー(MSW)・産科医・小児科医・看護師・助産師・臨床心理士・病棟保育士の多職種で構成されるファミリーサポートチーム(FAST)で養育環境や養育能力、子どもに対する愛着形成、母子の支援者について慎重に評価し、具体的な支援に繋げている。特定妊婦の状況によっては、妊娠中から地域の保健センターや児童相談所などの関係機関とも連携している。

また先天異常症候群、超低出生体重児・極低出生体重児で発達がゆっくりな児、医療的ケア児など養育困難が想定されるケースも虐待ハイリスクである。小児科での発達のフォローアップ外来で親子間の愛着形成を慎重にかつ温かく包みこむような雰囲気で見守っている。

表 1 発達障害診断の変遷

診断基準	ICD-10	DSM-IV	DSM-V	ICD-11
年	1993年	1994年	2013年	2022年
<b>自閉スペクトラム症(ASD)</b>				
上位概念	広汎性発達障害 (PDD)	広汎性発達障害 (PDD)	自閉スペクトラム症 (ASD)	自閉スペクトラム症 (ASD)
下位分類	小児自閉症 アスペルガー症候群 小児期崩壊性障害 レット症候群 非定型自閉症 知的障害と常同運動を伴う過動性障害 特定不能の PDD	自閉性障害 アスペルガー障害 小児期崩壊性障害 レット障害		
<b>注意欠如・多動症(ADHD)</b>				
上位概念	多動性障害	注意欠陥および崩壊性障害	注意欠如・多動症 (ADHD)	注意欠如・多動症 (ADHD)
下位分類	多動性および注意の障害(ADHD) 多動性行為障害  他の多動性障害 特定不能の多動性障害	注意欠陥・多動性障害(ADHD) 特定不能の ADHD 反抗挑戦性障害 行為障害 多動性行為障害	注意欠如・多動症 (ADHD) 他の特定される ADHD 特定不能の ADHD	
<b>知的障害</b>				
上位概念	精神発達遅滞	精神発達遅滞	知的障害/知的発達症	知的発達症
下位分類	軽度の精神遅滞	軽度の精神遅滞	軽度の知的障害	軽度の知的発達症
	中等度の精神遅滞	中等度の精神遅滞	中等度の知的障害	中等度の知的発達症
	重度の精神遅滞	重度の精神遅滞	重度の知的障害	重度の知的発達症
	最重度の精神遅滞	最重度の精神遅滞	最重度の知的障害	最重度の知的発達症
<b>学習障害</b>				
上位概念	学習能力の特異的発達障害	学習障害	限局性学習障害 / 限局性学習症	発達性学習症
下位分類	特異的読字障害 特異的書字障害 算数能力の特異的障害 学習能力の混合性障害 特定不能の学習能力の障害	読字障害 書字表出障害 算数障害 特定不能の学習障害	読字障害 書字障害 算数障害	読字障害 書字障害 算数障害

### 3. 乳幼児期

ちょっと気になるお子さんの子育てに戸惑い悩んでいる保護者は少なくない。乳児健診で発育不良を指摘されたり、1歳半健診で言葉の遅れ、運動発達の遅れを指摘されたり、3歳児健診で「じっとしてられない」「指示が入りにくい」など行動面やコミュニケーション面の問題を指摘されたりして紹介されることが多い。詳細な問診および発達検査、知能検査、適応行動評価検査、心理検査、血液検査や頭部MRI検査などを行って評価し診断する。診断はしても告知のタイミングは様々で、保護者がご自身で色々と調べてはしっかり診断を望まれている場合、理解が良好である場合には1,2回目で説明することもあるが、担当医師との関係性が構築されておらず十分な信頼関係ができていないとか、障害を受容する心の準備ができていないと判断される場合には、長期間告知せずに目前の問題点の解決を優先して対応方法のみをお伝えしながら支援していく場合もあり。わが子の育てにくさに傷つき診断に困惑している保護者を支えエンパワーメントすることも必須である。

外来の定期受診時にはできるようになったことの確認や困りごとの相談・アドバイスを行い、必要に応じて言語療法(ST)、理学療法(PT)、作業療法(OT)などのリハビリテーションや薬物治療を行っている。また特別児童扶養手当や精神障害者福祉手帳、身体障害者手帳の申請のための診断書を作成し、必要な支援が受けられるよう行政福祉につないでいる。

#### 【主な対象疾患】

自閉スペクトラム症(ASD)	注意欠如・多動症(ADHD)	知的発達症
言語発達遅滞	構音障害	選択性かん黙症
運動発達遅滞	発達性協調運動症(DCD)	摂食障害(回避制限性食物摂取症)
染色体疾患	先天異常症候群	

### 4. 学童期

就学後には学習面でのつまずきや対人関係の困難感を主訴に来院されることが多い。

学習面のつまずきであれば、家族背景や日常生活基盤の困り感はないか聞き取り、必要に応じて知能検査や読み書きスクリーニング検査、K-ABC検査などを行ってつまずきの原因を精査し、強みや弱みを把握した上で効果的な学習支援のあり方をアドバイスする。対人関係の困難感であれば、その問題がどこに起因しているのか、すなわち来談者である子ども当人に神経発達症などの素因があるのか、または相手に素因があるのかを探りながら子ども(または保護者)の語りを傾聴する。子どもが相談してよかったと思えてまた話してみたいと次につながれば、まず回復過程への一歩が踏み出せたと考えてよい。たとえばADHDの子どもが自己コントロール困難で種々の問題行動を引き起こしている(図1)のであれば、応用行動分析(Applied Behavior Analysis: ABA)の手法を用いて適応行動の増加、および不適応行動の減少に向けた心理社会的治療、随伴性マネージメントを行っていく(表2)。心理社会的治療を行いつつ並行して身体症状に対する薬物治療を行ったり、心理社会的治療のみで十分な改善が認められない場合に中核的な症状に対する薬物治療を行ったりしている。

表2 家庭・学校で用いられる行動療法的介入（随伴性マネージメント）

技法	内容
正の強化	望ましい行動への具体的な賞賛、報酬、特権を得る
計画的な無視（負の罰：弱化）	望ましくない行動の結果としての社会的注目の撤去
レスポンス・コスト（負の罰：弱化）	望ましくない行動の結果として報酬、特権を取り上げられる
タイムアウト（負の罰：弱化）	望ましくない行動の結果として強化している可能性のある刺激から遠ざける
トークン・エコノミー	正の強化とレスポンス・コストを組み合わせたシステム(バックアップ強化子の設定)
分化強化	増やしたい行動と減らしたい行動を決め(分類し)、増やしたい行動のときのみ強化する

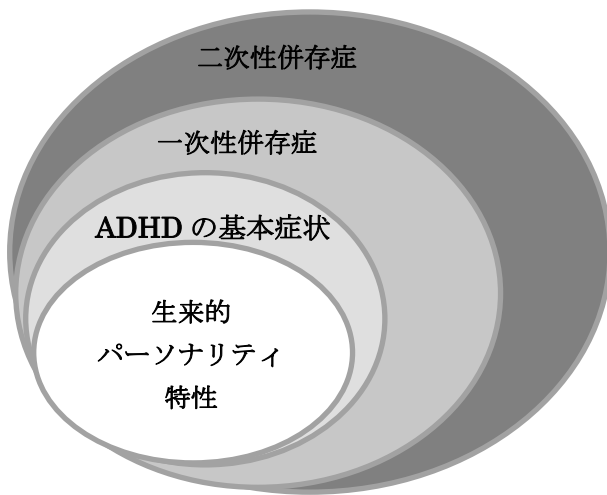


図1 ADHDの疾病構造

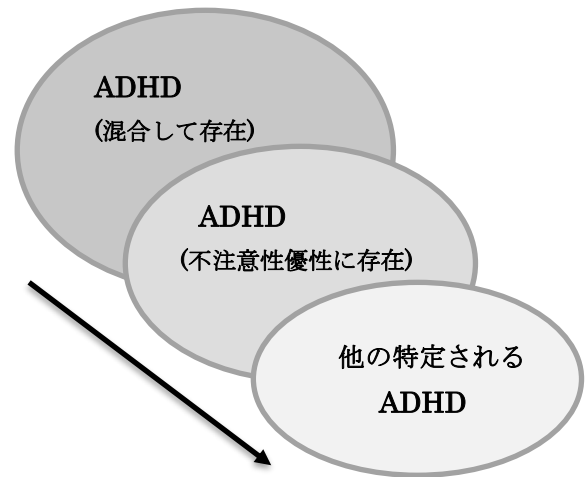


図2 ADHDの時間的経過(1)  
症状改善 社会性増大

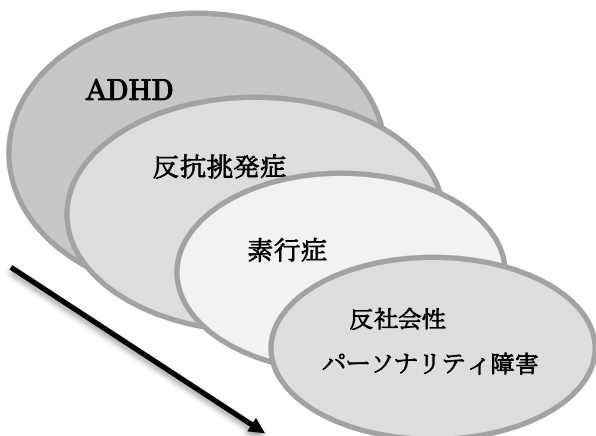


図3 ADHDの時間的経過(2)  
反社会性の進行

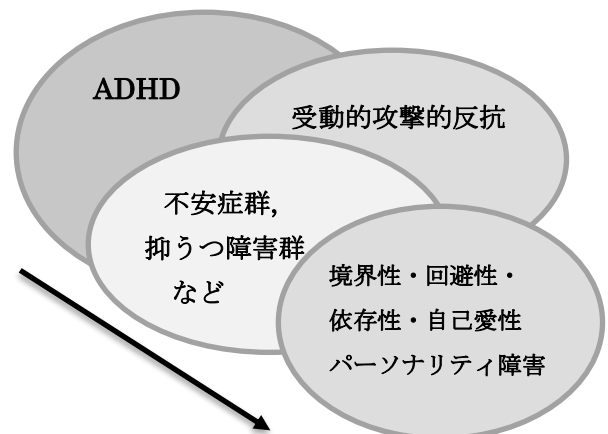


図4 ADHDの時間的経過(3)  
内在化障害の進行

出典：注意欠如・多動症 ADHD の診断・治療ガイドライン第5版,2022



環境要因の影響は大きく、ADHD を例に挙げて時間経過で良好な経過をたどることが可能である一方、よりこじらせて反社会性を進行させてしまうケースや内在化障害に展開するケースもあり得ることを模式図で示す(図 2,3,4)。

子どもたちはストレスがかかった時にそれを上手く言語化し得ないまま悲しみや不安、怒りの気持ちを一生懸命に解決しようとするため、それが内向きに働いて自分を傷つきたいとか消えてしまいたいと考えて登校しぶりや不登校、自傷行為に至ることがある。一方でそのモヤモヤが外向きに働いて暴言や他害行為、物にあたる行為が増えることもある。周りの大人たちが子どもたちの発するサインに気づき、じっくり子どもの話に耳を傾けることが重要である。家庭や学校、地域でしっかり支えてもらっている場合は問題ないが、子どものこころの拠り所となるべく基盤が脆弱なケースでは医療機関につなげてもらうとよい。

#### 【主な対象疾患】

自閉スペクトラム症(ASD)	注意欠如・多動症(ADHD)	知的発達症 (境界知能)
チック症	吃音症	選択性かん黙症
運動発達遅滞	発達性協調運動症(DCD)	限局性学習症
片頭痛	過敏性腸症候群	起立性調節障害
摂食障害(神経性やせ症)	摂食障害(回避制限性食物摂取症)	不登校
排泄症(夜尿症・昼間遺尿症)	睡眠障害	反応性アタッチメント障害
うつ病	素行症	心的外傷後ストレス障害(PTSD)

## 5. 思春期

この頃の子どもたちは様々な葛藤を胸に抱えて来院する。モヤモヤが頭痛や腹痛、下痢、食欲不振、寝られない、起きられない(倦怠感)などの身体症状となって来院されるケースは多く、情緒・行動上の問題を呈してくるケース、問題が長期化し年単位の不登校や自傷行為を呈してから来院されるケースも少なくない。病巣の奥底にあるものもけっして単純ではなく、通院が始まってからも心の有り様が言語化されるまで時間を要する。当院小児科外来(子どもこころセンター)においては支持的療法(カウンセリング)や随伴性マネジメントを行いつつ、本人の情緒的な発達や問題解決能力をサポートしていくことが基本となるが、時間的リソース的なゆとりがあるものであれば遊戯療法(個人療法)が行われることが望ましい。療法が行われる際の治療目標は、①遊ぶことの自由さや創造性が損なわれないと同時に、明確な枠組みと制限を通して衝動と直面すること、②象徴的表現を通じて、破壊を伴わずに衝動を表現することの体験(罪悪感を伴わずに積極性としての攻撃性を体験できること)、③“肯定”と“安心”の体験を通じた信頼の形成、④治療者の自我機能の取り入れと内在化の実現、⑤真の能動性の獲得と自尊心の回復の5つである(斉藤万比古, 軽度発達障害の医療, 2004)。

不適切な養育環境で育ち、小児期から外傷体験にさらされてきた子どもたちを治療対象とすることが、近年子どもこころ臨床で確実に増えている。そして軽度の神経発達症をもつ子どもたちの示す症状とその環境要因が分ちがたく、臨床像を見えにくくしていることも指摘されている。逆境的小児期体験(Adverse Childhood Experience : ACE)を経て自分自身もわけがわからないままこみ上げる激しい思いが今、誰に、あるいは何

に向けられているのか、表現する言葉を思春期の子どもたちはもっていない。遊戯療法は子どもたちの心の動きを治療者として想像し、その気持ちを表す言葉を育てるところからスタートし、それが同時に子どもたちにとって心身の安全と安定を確実にしていくことでもあるという体験を積み重ねていくプロセスなのである。

気づきの時期には個人差が大きい、子どもたちは少なからず自分たちの個性や特性について悩みを抱えるようになる。けれども子どもたちの悩みはその表現の唐突さや情緒的・行動的な問題として現れがちであり、内面的な変化として理解されにくく自己評価が低いという言葉で一括りにされやすい。将来の自分がどんな大人になれるか、どのような職業選択ができるか、イメージしようにも自分を見つめ始めた子どもたちにはちっぽけで不器用な自分が強調されて見えてくるのである。まだ内面を表現するには十分な言葉をもたず、現実的な自己決定の時期もまだ少し先のこの年代の子どもたちが、少なくとも自分自身の未知の部分に期待感、有能感をもって大人になることを目指す道筋を一緒に考えていく作業が、思春期の子どもたちを対象とする精神療法では一つの作業となり、時には現実的な進路や未来を考えてみる場となる。

【主な対象疾患】 学童期に同じ

自閉スペクトラム症(ASD)	注意欠如・多動症(ADHD)	知的発達症（境界知能）
チック症	吃音症	選択性かん黙症
運動発達遅滞	発達性協調運動症(DCD)	限局性学習症
片頭痛	過敏性腸症候群	起立性調節障害
摂食障害(神経性やせ症)	摂食障害(回避制限性食物摂取症)	不登校
排泄症(夜尿症・昼間遺尿症)	睡眠障害	反応性アタッチメント障害
うつ病	素行症	心的外傷後ストレス障害(PTSD)

## 6. 精神療法・薬物療法以外の支援

### (1) 支援制度

精神障害者保健福祉手帳については2011年よりADHDの診断で取得が可能となった。医療機関で手帳申請のための診断書を作成し役所に提出する必要がある(初診から6か月以降で)。自立支援医療制度を使うと、医療保険の外来通院費用の3割負担分が1割になる。

### (2) 支援機関

発達障害者支援センターは2005年に施行された発達障害者支援法に基づいて設立された専門機関であり、全国の都道府県・政令指定都市に1箇所設けられている。事業内容は、発達障害者やその家族に対するコンサルテーション、情報提供、関係機関との連携などが挙げられる。

障害者職業支援センターは、障害者に対しての就労の相談や職業能力の評価や職業訓練プログラムを実施している。さらに、就業後の職場における支援をするジョブコーチを派遣することもある。ハローワークの専門援助部門は、障害者のための専門相談部門である。試行的短期間雇用の「トライアル雇用」を勧めることもある。その他、障害者就労を支援するNPOや民間企業も増えてきている。

### (3) 大学との連携

大学入試に関しては、2011年より大学入試センター試験での特別処置が認められ、発達障害をもつ学生は医師の診断書を提出することによって、個室での受験が認められる

ようになった。大学入学後は学生相談室や保健管理センターなど困った時に相談できる場を確保し、問題が起きた時にすぐに相談できるようにしておく。また実際に起こった際に大学のカウンセラーや保健師、職員と連携を取り問題を解決する。

#### (4) 就職活動支援

医療機関で行った知能検査や心理検査、評定尺度などの結果を参考に将来の進路を検討し、一般就労するのか障害者就労とするのかを吟味する。障害枠での就職を希望する場合には、知的障害がない場合には精神障害者保健福祉手帳が必要となる。一般就労のメリットとしては、職種選択の幅が広く給料などの労働条件がよく、特別扱いされないことがない。デメリットとしては、周囲が特性を理解して配慮してくれることをあまり期待できない。特性をもととしたジョブマッチングが困難であり、多様で幅広い対応力を要求される。一方障害者就労のメリットとしては、特性に合わせたジョブマッチングができる、ジョブコーチの利用ができる、トライアル雇用がある、職場環境を配慮してもらえる、定型業務が多いなどが挙げられる。デメリットとしては、仕事内容が単純である、大学や専門学校で学んだ知識技術が活かされない、就職できる会社の選択肢が少ない、給料などの労働条件がよくない、障害特性を開示することになり特別扱いされるなどが挙げられる。

## 7. 終わりに

発達の問題を抱える子どもたちの治療目標は、バランスの取れた肯定的な自己像の形成である。よって障がい児の支援とは、その子らしさを否定したりつぶしたりすることなく、その子自身が自分の強みと弱みを理解してその子らしく生きられるよう成長をサポートしていくこととなる。そのためにも保護者が子どもに対して肯定的な着目をし肯定的で温かい関わりをもてるようになることが重要で、保護者が安堵してすごせるように寄り添いたいものである。診断がその子らしさを理解する最初の一步となり、特性を掘り下げて自身の凸凹と折り合いをつけながら上手くつきあえるように成長していくための礎となれば幸いである。

#### 《参考文献》

- 1) 鷲見聡編, 発達障害のサイエンス, 日本評論社, 2022
- 2) 特集 発達障害への多様な支援～あれが知りたい・これも知りたい～: 小児内科, Vol154, No. 7, 2022
- 3) 注意欠如・多動症 ADHD の診断・治療ガイドライン第5版, じほう, 2022
- 4) 特集 子ども虐待: 小児内科, Vol148, No.2, 2016

## 第 2 回

### 『乳幼児期の療育・保育』～瀬戸市の乳幼児期の発達支援の現状について～

瀬戸市児童発達支援センター副センター長兼発達支援室長

豊田 雅代

#### 【趣旨】

当室に寄せられる発達に関する相談では、この1,2年で、1歳半前後から2歳前半の小さなお子さんの相談が増えてきています。また、その中で、「早期療育」「療育が必要」「リハビリ」という言葉が多く聞かれるようになりました。更に、低年齢児の障害児通所支援サービス（児童発達支援）の利用を希望されるケースも増している状況もあり、当室のスタッフ間では、『『早期療育』の早期って、いつから？』『療育が必要と言われました。』という時の療育とは、専門の場所に行かないと受けられないものなのか？』と、度々話題に上がるようにもなりました。

そこで、ほんのひと昔前から随分と変わってきている、乳幼児が利用している市内の通園施設の状況、また当室で実施している各支援事業の目的や支援内容、及び支援機関との連携等も含め、瀬戸市の発達支援の現状を紹介します。

#### 【概要】

##### 1. 乳幼児が通園（所）している施設の現状

###### (1) 施設の種類や数

○保育園（所）は32施設（公立10 / 公設民営2 / 民間14 / 小規模2 / 事業所内1 / 認可外の企業主導型3）

○幼稚園 は、7施設（全て私立）

○障害児通所支援（児童発達支援を実施）施設は、9施設

（公立1 / NPO法人、株式・有限・合同会社等、一般社団法人合わせて8）

###### (2) 利用者の状況

○保育園（所）

利用対象年齢は、0～5歳児ですが、受け入れ開始年齢は、施設で異なり、0～2歳児までの低年齢児のみの設定等、と様々です。

※全公立園及び公設民営・民間園合わせて14施設（うち2施設はR5年度より）

が、3歳児以上の心身の発達について、支援が必要な状況のお子さんを保育する体制を整えています。

○幼稚園

数年前までの利用者は、3～5歳児が一般的でしたが、現在は、2歳児クラスや満3歳（3歳の誕生日過ぎから入園可能）クラス等を設けている施設も増えています。

※近年は、多くの施設で、心身の発達について支援が必要な状況のお子さんを、受け入れる体制を整えています。児童発達支援事業所と連携し、施設で可能な環境の工夫や配慮等をしている施設もあります。

○児童発達支援を実施している施設（\*福祉サービス：障害児通所支援のひとつ）

公立の児童発達支援センターのぞみ学園は、3～5歳児を対象としています。その他の事業所の受け入れ開始年齢は様々です。

※保育園や幼稚園との併行利用や、複数の事業所を組み合わせでの利用もあります。

※瀬戸市内では、3歳未満のお子さんを受け入れている施設が少ないため、市外の事業所を利用されている方もあります。

(3) 就園前のお子さんについて

各施設にて、就園前のお子さんを対象とした催しを、定期的に行っています。

全公立保育園で実施されている月1回の催しは、地域の主任児童委員等が参加し、子育ての助言や地域活動での見守り等、保護者が安心して子育てをする支えとなることもあるようです。

市内の多くの幼稚園で、2歳児を対象とした親子参加型のプレ教室（名称は様々）が実施されています。中には1歳児クラスを開設している施設もあり、開催は、月1回から複数回と、施設によって実施や参加可能な日数は異なります。

複数施設のプレ教室を組み合わせで利用している方も多く、保護者が施設の様子を事前に知っておくことで、お子さんの様子に合った就園先選びとなったり、お子さんの様子を施設が把握することで、就園後の保育環境の工夫に繋がったりしています。

(4) その他の施設

上記の施設以外に、乳幼児の発達に関する支援を行っている施設や事業は、他にも様々あり、児童を対象として発達に関する診察や、医師の指示のもとリハビリ（セラピー）を実施する病院もあります。先に述べたように、受診やリハビリを受けるお子さんが低年齢化し、人数も増加傾向にあるようです。

公的な子ども・若者センターをはじめ、子育て総合支援センター、健康課、各児童館等でも、相談対応や子育てに関する情報発信を行っています。また、連携は、横だけでなく、縦にも切れ目ない必要な支えが継続できるようにされてきています。

## 2. 『誰もが、安心して生活し、その子らしく育つために！』

これは、児童発達支援センター発達支援室（\*以下発達支援室）で実施している全ての事業の目的です。

発達支援室の事業に関わる方は、ご本人（0～18歳のお子さん）をはじめ、その保護者、ご家族、支援者（利用施設職員）、子どもに関する部署及び関係機関の職員など、ご本人への直接の支援はもとより、ご本人を取り巻く全ての方々への支援や連携による間接的な支援は、こ

の目的に向かって実施されます。

(1) 発達支援室のスタッフ

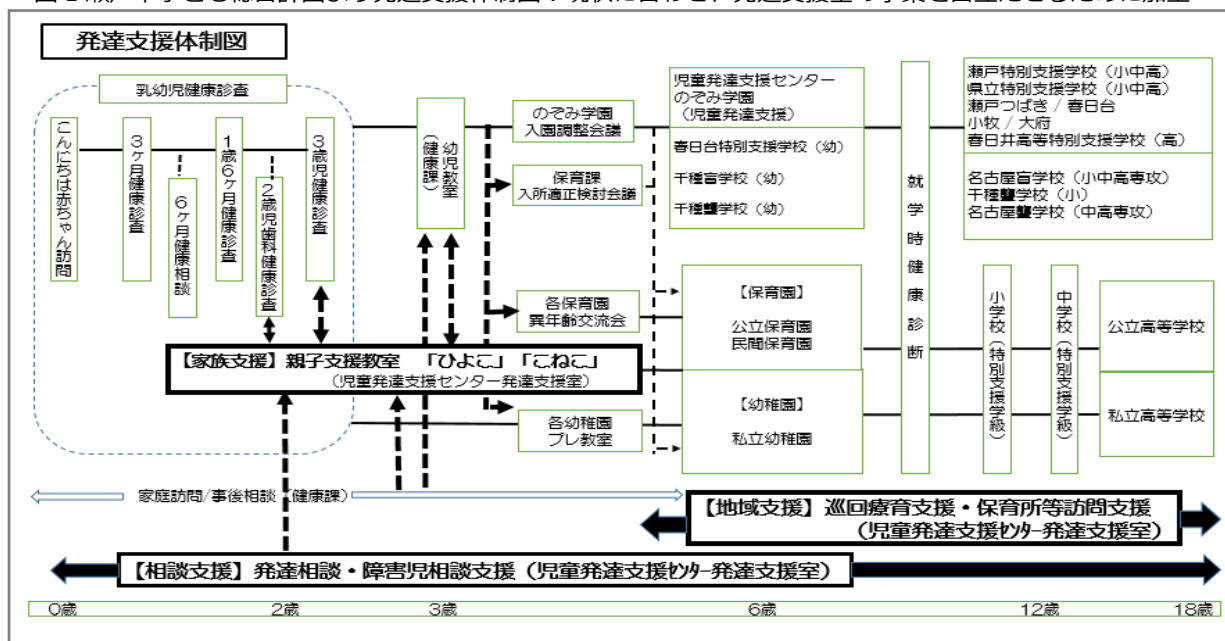
保育士・保健師・教員・心理職・言語聴覚士・理学療法士・作業療法士など、こどもの心身の発達を専門とした多職種のスタッフが対応します。

(2) 実施事業について

発達支援室には、0～18歳までを支援するための事業が大きく分けて3つあります。

図1をご参照ください。太囲みしてあるものが、当室の事業となります。

図1 瀬戸市子ども総合計画より発達支援体制図：現状に合わせ、発達支援室の事業を目立たせるために加工



① 相談支援

- 電話相談・面談 (\*状況に合わせてオンラインでも対応)

相談では、お子さんが困っていることについて、その子の発達状況に合わせた手立てを保護者と共に考えます。また、関係機関と連携して、より良い支援に繋がるようにします。また、ことばに関する相談及び必要な場合には検査を実施します。

※乳幼児の相談は、健康診査後に相談されることが多く、健康課から、相談先として繋がることもあります。

※ことばの相談の利用者の多くは、乳幼児です。

- 障害児相談支援事業 (\*「瀬戸市障がい者相談支援センター」と連携し事業を実施)

障がいのある子やご家族を対象に、心身の状態や生活上の困りごと及び希望などの相談に応じます。本人やご家族に合わせた支援を記載した「障害児支援利用計画」を作成し、必要なサービスの情報を提供します。関係機関との連絡調整も行います。

## ②家族支援

### ○親子支援教室（\*事前面接にて利用の有無を決める）

発達に支援があるとよい幼児や、お子さんとの接し方や子育てを不安に思っている保護者などを対象とした体験型の親子教室です。お子さんが好きな遊びや楽しい経験をする中で、保護者も共に、やりとりや接し方などを学びます。

親子の状況に合わせて、個別型のひよこ（親子1組）と、グループ型のこねこ（親子複数組）を実施します。

※お子さんの就園先についての相談やサポート・親子支援の講座等も実施します。

### ○親子支援パスポートの配布

お子さんと保護者を対象に、お子さんの成長を記録する冊子を配布します。  
幼い頃から成人になるまでの継続的な支援や自立に役立てられます。

## ③地域支援

### ○巡回療育支援事業

スタッフが保育園や幼稚園、学校などを訪問し、心身の発達状況に合わせた環境の工夫などを、訪問先やその他の施設や機関の職員と共に検討し学び合う研修です。

### ○保育所等訪問支援事業（\*福祉サービス：障害児通所支援のひとつ）

発達に特性や障がいのある子、支援を要す状態の子が集団生活している場所にて、訪問支援員が集団に適応するための支援や、支援者への助言等を行うサービスです。

### ○瀬戸市立図書館の分館として、子どもの発達や発達支援等に関する専門図書貸出

### ○子どもの発達や発達支援等に関する研修会の開催や案内

お子さんのよりよい支援や発達支援についての理解が得られるよう、保護者や保育園、幼稚園、学校、福祉事業所等、子どもに関する施設の支援者を対象とした研修の実施や案内をしています。

★以上、文中の——は直接支援、----- は間接的支援

## 【まとめ】

近年、市内の通園（所）施設やその他の施設、福祉行政機関で実施している各支援事業等において、乳幼児の発達や状況に合わせた支援が、直接的に受けられる受け皿が拡がり、保護者や支援者等を介し間接的に受けられるよう、整備が進んできたと窺うことができるのではないのでしょうか。

それと同時に、誰でも手軽に情報を入手できる SNS などのネット活用から不安が増したとの相談も増え、情報の取捨選択の結果により、子育て期間の保護者の心情が大きく揺れると間近で感じるようになりました。

乳幼児期の無条件に可愛い子どもの姿を、安心して見つめられること、その時期ならではの触れ合いを、親子で経験できること、またその後の子育ての活力源となることを願って、当室は今後も寄り添って参ります。



## <補論>

### 瀬戸市における乳幼児期の療育・保育の取り組み

加藤由美子（NPO 法人るんるん保育所「善每」園長）

#### <プロフィール>

瀬戸市役所在職中、公立保育園勤務、「のぞみ学園」在職、公立保育園長職を経て家庭児童相談室、発達障害者支援法整備に伴う「発達支援室」設置にも関わり、発達支援室長を経て定年退職後発達障害児の相談員として関わる。昨年からは無認可民間保育園で認可保育園設置の手伝いを担い現在に至る。

#### <趣旨>

瀬戸市は、現在総人口 127,829 人そのうち 0 歳から 5 歳の児童数が 4300 人弱となり出生率は年々かなり減少している。子どもの人口が減少気味なのになぜか障害を心配する相談が低年齢化し、増加傾向になっている。しかも、早期療育・診断など保護者の方から相談されるようになっている。私が「発達支援室」で保護者とかかわっていた時代とはずいぶん保護者の要求が変わってきたと感じます。

第 2 回のこの講座では現在の瀬戸市の乳幼児期の状況や保護者のニーズを参加者の皆さんに知っていただき、子どもたちを取り巻く社会の変化に気づき今後の地域社会の役割を共に考えていく機会にしていきたいと思います。

#### <概論>

1. 瀬戸市には、昭和 50 年代初めに「知的障害児の通園施設のぞみ学園」が設置され、近隣の市町村から「のぞみ学園」へ、学童児も一緒に通園していた。  
その後学童期の児童は就学義務の設定から「のぞみ学園」ではなく、小中学校の支援学級や特別支援学校に就学するようになりました。「のぞみ学園」は、3 歳から 5 歳の就学前の児童の「知的障害通園施設」となり、尾張旭市・長久手市・日進市等近隣の市町村の児童が通園していましたが、平成 10 年以降は他の市町村の施設も受け入れ施設が充実し、瀬戸市に在住の障害児が主に通園するようになりました。
2. 瀬戸市の公立保育園では、最初「のぞみ学園」と隣接する「瀬戸市立南保育園」1 か所で[統合保育]を実施し、徐々に瀬戸市全域の公立保育園で「統合保育」を拠点的に拡充するようになりました。しかし障害を心配しながらもできる限り障害に特化した福祉施設ではないところでの保育を望まれる保護者も多く、幼稚園に通園する子も瀬戸市全域でみられるようになり、「気になる子」の支援の必要性が公立保育園だけではなく、民間保育園や私立幼稚園等からも瀬戸市全域で求められるようになっていました。



3. 平成16年12月の発達障害支援法が整備されると「発達障害支援」に特化する支援施設を瀬戸市では平成18年から設置を準備し、平成21年4月「瀬戸市発達支援室」を設置しました。国が「発達障害児・者支援センター」設置を各市町村への義務化する以前でのことでした。私自身の個人的なことになりますが、保育園から家庭児童相談室に転勤し、虐待の家庭やDVの相談にかかわり「発達障害者・児」が大きな要因になっていることを強く感じ、社会的な支援が必要と強く意識するようになったことを思い出します。
4. 障害の重度・軽度を問わず乳幼児期の保護者は、我が子の障害を理解する以前に自分とは違う人生を歩まなければならない我が子をこの先どうやって育てるのかと、自分の行動自体に不安と迷いが交差していると思います。保護者だけで育てることではなく社会や地域で暮らすことができると感じてもらい、保護者に安心してもらうことが一番の支援になります。

#### <課題>

現在は、将来への不安を解消するために横のつながり縦のつながりが重要と市内の乳幼児期の機関（健康課・保育課・子育て支援センター・民間保育園・私立幼稚園）が、情報を共有、乳幼児期の支援者同士のつながりが深まってきました。

縦のつながりでは学校教育機関と幼児期から相談ができる体制が整い、教育委員会障害担当の指導主事と連携し就学への不安も軽減されてきました。

愛知県立大学の協力で「リーダー養成講座」を定期的を実施し、乳幼児期機関と学校関係機関とともに学ぶ機会をもつこともできるようになってきました。

小・中学校を卒業後も子どもから成人に達する過程で、社会人になるための社会生活の適応能力を高めることや、就労への支援も行き届くように社会は変わり、いろいろな制度が保障され一定の年齢までは保護者も見通しがもてるようにはなりました。

今後も瀬戸市における乳幼児期の支援はさらに社会変化や保護者のニーズに適応していくことが必要になると思います。

#### <結論>

乳幼児期の支援・学齢期への連携・成人期の就労支援等が今以上に充実されることで当事者やその家族の生きやすさとなり、学校卒業後においても障害がないにかかわらず、地域とともに生活できるように整えられることで、保護者も安心して子育てへの不安が払拭されるようになると思います。瀬戸市が安心して子育てできる街になるように私自身もできることで支援の輪をつないでいきたいものだと思っています。

## 「中学校特別支援学級の教育」 ～特別支援教育の視点～

藤井安規（瀬戸市立南山中学校教員）

### 1 特別支援教育理解の必要性

通常学級に在籍する小中学生の8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があることが、文部科学省が2022年12月13日に発表した調査結果から明らかとなった。この数値から見ても、小学校・中学校で教育を行うにあたって特別支援教育への理解は必要不可欠である。

### 2 特別支援学級では、何をどのように学ぶのか

#### （1）特別支援学級とは

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定によるものであり、障害により、特別支援学級において教育を行うことが適当な児童を対象とする学級であるとともに、小・中学校の学級であり、小・中学校の目的及び目標を達成するものである。ただし、児童生徒の実態によっては、障害のない児童の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があり、学校教育法施行規則第138条の規定で、特別の教育課程によることができるとされている。

#### （2）特別の教育課程編成のパターン

- ア 通常の教育課程 + 自立活動
- イ 下学年の教育課程 + 自立活動
- ウ 知的障害特別支援学校の各教科 + 自立活動

#### （3）自立活動

特別支援学級の教育課程は、小学校・中学校に準ずる各教科、特別の教科の道徳、特別活動、総合的な学習の時間が基本となるが、その他に「自立活動」という領域が設けられていることが最大の特徴である。

##### ア 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

##### イ 自立活動の内容

自立活動の内容は、「健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション」の6区分27項目で構成されている。その中から個々の

実態に合わせて必要な項目を選択して取り組むことが自立活動の指導の特色である。

#### (4) 指導形態

知的障害のある児童生徒の教育課程は、児童生徒の実生活に結び付くような独自の各教科の内容を設定していることが大きな特色である。実際の指導を展開するには、「各教科などを合わせた指導」として各教科、特別の教科道徳、特別活動、自立活動の内容を合わせて学習内容を構成するなどして効果的に学習する場合がある。

具体的には、「日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、遊びの指導」がある。

#### (5) 個別の教育支援計画・個別の指導計画

個別の教育支援計画とは、障害などのある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成されるものである。

個別の指導計画とは、個々の幼児児童生徒等の障害の状況等に応じて各教科などの指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行うという考えのもと、実態に応じたきめ細かな指導を行うことを目的として作成されるものである。

### 3 指導の実際

#### (1) 本校で大切にしている視点

誰でも人に認められたい。  
がんばっても がんばっても 結果が出ない。  
努力することを 放棄してしまった。  
叱られてばかりで 反社会的になったり・・・  
認められず 疲れてしまい 非社会的になったり・・・

怠けているとか努力不足とかではありません。  
我々教員は、そんな子どもの気持ちを本当に分かってあげられるでしょうか。

「その子のよいところ・輝ける何かを見つけて本気で応援する。」  
「その子の本音を聞く。それをジャッジしない。本音で話し合う。」

これが特別支援教育のスタートだと私は思います。

また、子どもたちは学校で失敗することが多くあります。学校は安心して失敗し、何度もリトライすることを応援する場、社会に出るための練習の場だと思います。

車いすの生徒に、「立って歩きなさい。」とは言わない。

このことと同じように、

自閉スペクトラム症の生徒に、「」とは言わない。

注意欠如多動症の生徒に、「」とは言わない。

境界知能の生徒に、「」とは言わない。

「」にどんな言葉が入ると思いますか？

目に見えない障害は、わがままとか努力不足とみなしやすい。

自分の信念や教育観

「子どもの将来を思って・・・」「今のうちに何とかしておかなければ・・・」等を根拠に力任せの指導をしてしまうことがある。

熱心な「無理解者」（児童精神科医であった故・佐々木正美先生の造語）は、子どもの不得意な分野を無理やり直そうとしたり、苦手分野の宿題を繰り返し出し続けたりなど不適切な対応をして、結果的に二次障害（身体症状、不安や強迫症、不登校、引きこもり、うつ、いじめなど）を引き起こすきっかけをつくってしまう。

### 私の辛い昔の経験

知的に遅れがあり、自閉スペクトラム症で言葉の表出が極端に苦手な生徒

毎日登校し、日常の活動はできていた。

あいさつ・返事をしない。素直さに向け、暴力的でやる気のない態度が多い。

#### 1年生

・何事もやる気のない態度は許せない。何とかやらせなければ。

・もっと自己表現ができるはずだ。

→ あいさつ・返事や言葉で表現させることに一生懸命

トラブル多発で、事後処理に追われて指導に行き詰っていた。

#### 2年生

・毎日苦手な活動が多い中、よく頑張って登校している。

・よく見ると彼なりに自己表現している。今の彼の態度がすべて自己表現なんだ。

・彼の苦手を助け、彼が安心して過ごせる居場所をつくろう。

以上のように私の思いが変わり、彼の適性や気持ち等をいろいろな角度から理解し、力任せの指導ではなく、きめ細かい対応や認知に応じた支援をすることにした。

その前提で、最も大切にすることは子どもとの信頼関係で、「できないことをできるようにする。」ことを中心にするのではなく、「彼の好きなこと、得意なこと」を中心にに関わり、

「支援の前に人付き合い」を大切にした。

どうなったと思いますか？

### 「一度も行わなかった一分間スピーチを行った時の記録」

朝の会が始まった。A君は、いつもの声よりやや大きな声（教室の後ろまで何とか届く声の大きさ）で、司会台本を読みながら朝の会を行った。そして、1分間スピーチである。なんとなく朝からA君は調子が良いので、私は「ひょっとしたらこの流れで1分間スピーチを行ってくれるのではないか。」と淡い期待を抱いた。いつもなら体全体からいやいやオーラを出して前に立つのであるが、この日は、いやな顔をせず、カレンダーを何回も見つめていた。私は、「がんばれA君」と心の中で応援した。A君は、少し時間をおき、肩で大きく深呼吸をした後なんと「今から1分間スピーチを始めます。」と切り出した。私は嬉しさと驚きで目頭が熱くなり、心の中で「やったー。」と叫んだ。支援員と級友達も、A君の話す一生懸命なその姿を一心に見守った。途中、絞り出すような声が小さくなり、聞き取れなかったので、教室の後ろに立っていた私と支援員は思わず教室の中央まで行き、話を聞いた。話した内容は途中聞き取れなかったところがあったが、次のようであった。「略」スピーチが終わると教室中が拍手喝采となった。

上記は一例であるが、卒業するころには1年の時は歩くことが多かった朝のランニングも、しっかりと走るようになった。提出物も「お願いします。」と自分から言って出せるようになったり、自分の思いを言葉で表現したりすることができるようになった。何といても顔の表情がとってま

ろやかになり、生き生きとしてきた。様々な支援をすることはもちろん大切であるが、できないことができるようになることに必死になるのではなく、まずは好きなことを通して人と人との関係性を大切に一緒に学校生活を送ることで、子どもたちは自分の力で伸びていくことをA君に教えられた。

(2) 本校の取り組み（当日は写真を見せながら詳しく説明します。）

ア 各教科などを合わせた指導

◎日常生活の指導 毎日の学校での活動に組み入れる。

朝の活動

- あいさつをして入室（声の大きさ・礼儀作法）
- 登校時刻の記入（時計を読む）
- 今の気持ちボード（自分の気持ち把握）
- 机・ロッカーに荷物を入れる（身の回りの整理）
- 「お願いします」と言って、課題ファイルを提出（言葉遣い・礼儀作法）
- 体操服に着替え（衣服の着脱）
- ロッカーふき（雑巾の絞り方・清掃）
- 朝のランニング（体力作り）

朝の会

- 司会（台本を読む）
- 一分間スピーチ（話す・聞く態度）

その他

- 教室移動時の整列移動（リーダーの養成・人との距離）
- 給食のセルフサービス（自分の適量・食事マナー）
- 掃除の徹底（雑巾がけ）
- 給食白衣洗濯（洗濯機の使い方）

◎生活単元学習

学校行事（1年：校外学習、2年：野外活動、3年：修学旅行）

学級行事（新入生を迎える会、卒業生と語る会等）

◎作業学習

園芸（玉ねぎ・夏野菜等） 窯業（鬼・こま犬・鉢カバー等）

イ 自立活動

週3時間設定し、運動面・社会面・学習面として行っている。

#### 4 卒業後の進路

瀬戸市の特別支援級卒業生の進路先

<参考図書>

大倉得史、勝浦眞仁編（2020）『発達障害のある人と共に育ち合うー「あなた」と「私」の生涯発達と当事者の視点ー』 金芳堂

佐々木正美（2011）『続 子どもへのまなざし』 福音館書店

# 障がいのある方への就労支援

## ～当事者支援・事業主支援・家族支援～

《地域の中でいきいき生活し働くこと、働き続けること》

特定非営利活動法人サポート&ケア 理事長

瀬戸市障がい者・児相談支援センター

尾張旭市障がい者基幹相談支援センター

株式会社ジョブウェル 代表取締役

就労移行支援事業所 『ジョブウェル』

就労継続支援B型事業所 『ジョブスタイル』、『ジョブクルー』

『みんなのパン屋さん ハートリーフ』

放課後等デイサービス事業所 『ジョブ・スクール』、『ジョブ・ルーツ』

計画相談事業所 『ジョブウェル』、『ジョブスタイル』

就労定着支援事業所 『ジョブウェル』

椙山女学園大学 人文学部 非常勤講師

川上 雅也

### はじめに・・・『必要なものは作る』

1970年代、「学校に行けない」、「保育園が受けてくれない」、いや、それよりも、「学校が無い」、「通園できる施設が無い」、そしてその後の働く場所や日中活動する場所が無いという「無い無いづくし」の障がい者・児の社会環境の中、私たちは、行政や地域の関係の方々と一つ一つ作り上げてきました。

その時その時の時代の要請に応じた取り組みを進めてきました。

さらに、

「成年後見センターがほしい」

「近くに特別支援学校がほしい」

「気軽に相談できる場がほしい(専門性の高い職員が配置された)」

などの時代の地域の要請に真摯に応えてきました。

障がい者の就労支援や生活支援の環境、障がい児の子育て環境などめまぐるしいほど障がい者・児をとりまく環境は大きく変化をしてきております。

自立志向の強まりの中で、平成18年に障害者自立支援法(その後、障害者総合支援法に改正)が施行され、地域福祉や就労促進の流れが加速されました。

いかに制度の改革が行われようとも、地域の障がい者・児、関係者の方々のニーズに対応すること、地域にない資源を創出し、さらに先駆的に様々な事業を発信し実現することが、私たちの使命であると考えております。

地域の障がいをお持ちの方がどのような生活を望まれるのか、その声を聞き、言葉にできない思いを感じ取り、お一人お一人が「なりたい自分」になれるように支援させていただきたい。何気ない会話、生活の中での言動から、真のニーズをくみ取る感性を持ち続けるよう切磋琢磨して

いくこと。そのためにも制度改革や住民の意識などの変化に対応をしながらも、「障がい者・児の真摯な支援」「地域が必要としているものは作る」、「住み慣れた地域でずっとその人らしく、その人が望む生活を続ける」ために支援を続けていきたいと思いを実現するため、今後も関係者と連携をし、取り組んでいきたいと思いをします。

## 本論・・・「住み慣れた地域で子どもたちが豊かに暮らし続けるために・・・」

### 【事例】「人生に寄り添うこと」、「ともに生きること」・・・Oさん夫婦とともに34年

- ・学校卒業後の就職支援 ・「結婚したい」その支援 ・生活支援 ・出産の支援
- ・基礎年金での子の加算の申請支援、 ・子育て支援(実家からの援助へ)
- ・保育園選択の支援 ・妻の就労支援 ・子どもの支援

### 【関係機関との連携】

障がい当事者夫婦、その両方の父母、学校、障害福祉課、国保年金課、発達支援室、幼稚園・保育園・のぞみ学園、放課後デイサービス、相談センターなどが連携

### 『安心して地域で暮らすために』・・・必要な社会資源は作るしかない！

1. 普通小学校の中に「瀬戸市立特別支援学校」(さくらんぼ)設立(2010年H22年4月)  
(2014年(H26年)4月「光陵中学校」に中学部・高等部を移転)
2. 「尾張東部成年後見センター(現:権利擁護センター)」設置(H23年10月)  
～安心して地域で暮らすための権利擁護の「道すじ」を～
3. 相談支援体制の充実
  - ◎瀬戸市障がい者・児 相談支援センター設置
  - ◎尾張旭市障がい者基幹相談支援センター設置
4. 発達障がい子どもたちの教育環境の整備  
学校へ「教員」を派遣し、発達障がい児童生徒への教員体制の充実
5. 切れ目なく支援体制を構築するため、必要な社会資源を作り続ける…
  - (1)就労移行支援事業所「ジョブウエル」の設置
  - (2)就労継続支援B型事業所「ジョブスタイル」の設置
  - (3)就労継続支援B型事業所「ジョブクルー」の設置
  - (4)就労準備型 放課後等デイサービス「ジョブ・スクール」の設置
  - (5)生活技能習得型 放課後等デイサービス「ジョブ・ルーツ」の設置
  - (6)就労定着支援事業所「ジョブウエル」の設置
  - (7)相談支援事業所「ジョブウエル」「ジョブスタイル」2か所設置



### 働くこと、働き続けるための支援・・・支援者付き雇用の必要性

- (1)行政による障がい者採用を進める
- (2)県内の若き支援者らの社会的起業の取り組みとその支援  
「様々な働く場づくりへのチャレンジ」
- (3)特例子会社から学ぶ
- (4)就職を支援する事業所の設置と取り組み

- ☆一人一人の就職にはドラマがある…「当事者支援・事業主支援・家族支援」
- ☆マンション清掃の訓練からの就労支援
- ☆クリーニング企業への就労支援
- ☆会社の休憩室の清掃の就労支援
- ☆アパレル物流業の就労支援
- ☆失業している方の就労支援

※(就職する場合)オープンかクローズか

## オープンとクローズ

	オープン	クローズ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着しやすい</li> <li>・福祉の支援が入りやすい</li> <li>・体調不良の際に休みやすい</li> <li>・補助金、助成金がもらえる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用されやすい</li> <li>・求人が多く選べる</li> <li>・給料が比較的に高い</li> <li>・いろいろな仕事から選べる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偏見から不採用が多い</li> <li>・求人そのものが少ない</li> <li>・給料が比較的に低い</li> <li>・障がい特性が理解されていないので周囲も戸惑い、本人も困る</li> <li>・仕事内容は軽作業のものが多く、任せられる仕事に限られてしまう場合がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定着が難しい</li> <li>・隠し通すことが辛く、ストレスになってくる</li> <li>・2次障がいを起こしやすい</li> <li>・体調面で不安定になりやすい</li> <li>・体調不良でも休みづらい</li> <li>・通院や服薬が難しい、場合によっては通院することができない</li> <li>・障がいゆえに苦手な仕事を頼まれたときでも、場合によって引き受けなければならない</li> </ul>

**病気を隠す必要のない社会を！！**

### 学校卒業後の進路・生活支援

#### ☆福祉事業所への見学などの支援

【本人、保護者、障害福祉課、支援事業所、相談事業所などが連携】

- ・福祉施設の見学ツアーの開催
- ・実習受入れ、夏休み作業所などの調整

#### ☆特別支援学校(養護学校)のすべての卒業生の方との顔合わせ

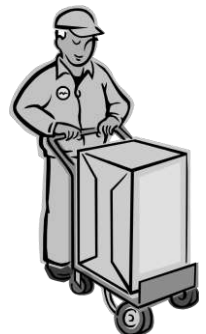
【特別支援学校、障害福祉課、障害者就業・生活支援センターなどと連携】

- ・学校卒業後の進路先の確認と相談センターなどの紹介

#### ☆大学の中にみえる「発達障がい」学生の就労支援(きっかけづくり)

### 地域でゆたかに暮らす

- ☆児童養護施設からの地域移行支援
- ☆生活(入所)施設からの地域移行
- ☆病院からの地域移行





- ☆グループホームからの地域移行
- ☆刑務所からの地域移行
- ☆ご家庭からの地域移行 等々

## 障害者総合支援法における就労支援

### ジョブウェル

### ジョブスタイル ジョブクルー

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	<p>就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に合った職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。<b>(利用期間:2年)</b></p> <p>※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<b>雇用契約に基づく就労が可能である者</b>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、<b>雇用契約に基づく就労が困難である者</b>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>(利用期間:制限なし)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 等</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者</p> <p>③ ①、②に該当しない者で、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者 等</p>

### 「地域で暮らし続ける」2つの段階と10の指標

#### 【第一段階】「地域で暮らす」段階では、

- ①「日中活動の場所(就労、福祉サービスなど)」
- ②「住む場所」
- ③「余暇・社会参加支援」

#### 【第二段階】「地域でずっと暮らしていく」段階では、

- ④「所得保障」
- ⑤「権利保障(成年後見制度の活用含む)」
- ⑥「医療保障」
- ⑦「家族援助」
- ⑧「地域の意識変革(障害者差別解消法)」
- ⑨「人材育成(支える人垣を作る)」
- ⑩「相談支援」【上記全体をマネジメントする】



### 障がいのある方を支え続けるために・・・

「つながる」・「ひろがる」・「ネットワーク」で支援の輪をひろげる。

## <補論>

### 「はたらく。ということ」 林ともみ（本名：池戸智美）

（株式会社パーソナルリング 取締役）

#### 【はじめに】

1996年12月31日、私は母になりました。「男の子かな?」「女の子かな?」「私に似ているかな?夫に似ているかな?」妊娠中は、そんなワクワク感でいっぱいでしたが、出産後すぐに暗い穴に突き落とされました。娘は産まれてすぐに肺が破れて生死をさまよひ、命はとりとめたものの1ヶ月後には先天的に障害があることが分かり「歩くことも話すことも、大きくなることもないかもしれない」医師から、そう告知されました。

2000年4月、障害児通園施設のぞみ学園（現在 児童発達支援センター）に入園。娘は歩けなかったため、当時は母子通園が条件でした。

「この子たちが大きくなったら行くところはないかも」ある日、先生からそう言われて危機感を覚えた私たち親は「将来子どもたちが通う作業所をつくろう」と2001年に親の会「らい夢畑」を立ちあげて活動をスタートしました。その頃から、漠然とではありましたが「はたらく」を意識し始めました。

#### 【本論】

らい夢畑の活動を始めた2001年、福祉はまだ措置の時代でサービスの利用先や内容の決定は行政が行っていました。しかし、活動を始めてからすぐに福祉制度は大きく動き出し、私たちもその流れについていくことに必死でした。

2003年 それまで続いていた措置制度から障害者が受けたいサービスを選ぶという「支援費制度」が始まり、2006年には身体、知的、精神が一元化されるという「障害者自立支援法」が施行されました。2010年には応益負担から応能負担へ。2013年には「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」になり、その後、障害程度区分が障害支援区分となったり、ケアホームがグループホームに一元化されたりしました。変わりゆく制度の中、先も見えずに私たちは揺れ動きました。福祉サービスも多様化し、私たちが立ちあげなくても我が子の行き先はあるのではないか、子どもの成長具合も違い、同じところに行くのは無理なのではないか。悩みながらも、我が子の明るい未来を信じてバザー活動での資金づくり、勉強会などを続けてきました。

「作業所の立ち上げ=起業」ということで、2010年に当時らい夢畑の代表を務めていた私が代表して瀬戸市主催の創業塾「せと・しごと塾」に入塾することになりました

た。そこで出会ったのが、自分の住む瀬戸市で障害者施設を立ちあげたいという思いで入塾された池田隆浩さん、陽子さんご夫妻でした。

私は直観的に「この方たちにらい夢畑を託そう」と思ったのでした。

その後、池田さんご夫妻は私たちと活動をともして下さることになり、卒塾後に池田さんが合同会社ハーモニーを設立。

2012年4月1日 障がい福祉サービス事業所らいむ畑が開所しました。

親の会らい夢畑の10年の活動の中で、福祉制度がどんどん変わっていき、また子どもたちの発達もそれぞれで、一般就労や福祉就労をめざす子、就労移行支援でスキルを身につけたい子、生活介護で楽しく過ごしたいという子など目標の違いが出てきました。ただ会員一同の共通した思いがいくつかありました。

「目指すのは我が子の明るい未来」「行き先が違ったとしても自分たちがめざしてきたものをカタチにしたい」「経営者ではなく、一人の親として我が子を見守りたい」その思いが素敵なカタチになりました。

26歳になった娘は特別支援学校高等部卒業後から「らいむ畑」に楽しく通所しています。障害支援区分は6。話すことも、一人で上手に歩くことも身辺自立もできていません。

たどり着いた先は一般就労でもなく、就労移行支援でもなく、福祉就労でもなく、生活介護の事業所でした。でも、娘のことを聞かれると私は「楽しくはたらいています」と答えています。事業所では創作活動や自立活動だけでなく、娘に応じた「おしごと」もいただいています。娘が行くことで事業所には介護給付費も払われるため、手厚い支援も受けていて、娘が休んで迷惑がかからないように体調管理も心がけています。そして何よりも、娘は日々の通所を楽しみにしているようです。毎日元気に楽しく通うことが、娘にとっての「はたらく」ということなのだと思います。

## 【まとめ】

障害福祉サービスも多様化し、サービス利用者も増えて事業者も増加しています。「行くところがないかも」と言われた時代は終わったのかもしれませんが。

しかし、行けるのならばどこでもいいものではありません。

福祉事業に参入する事業者が増えたことで、事業者の質を問うことも大切ですし、利用者本人のニーズにあい、快適に「はたらく」ことができるところなのか、利用者本人の成長を願い、ステップアップを応援してくれるところなのか、社会全体でジャッジしていかなければいけないと思います。

どんなに重い障害があっても、人にはみんな大きな価値があると信じています。その一人一人の価値を輝かせることができるように、瀬戸市全体で一人一人に応じた「はたらく」を見つけることができる、そんな社会をつくっていく必要があると思っています。

## 第5回 『生涯学習セミナー みんなちがってみんないい』

### NPO 法人楽歩 放課後等デイサービス なも



【理念】1. おはよう！こんにちは！ありがとう！

挨拶を大切にし、地域に生きる子どもを育てます

2. いのちあるものはいのちあるものより学ぶ

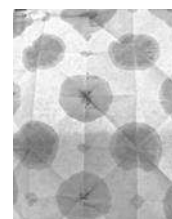
自然の中で自然を相手にきらきら輝く感性を大切にしていきます

3. ひとりひとり、かけがえのない存在として育ってくれるような療育に取り組みます

放課後等デイサービスなもの特徴は、障害名に関わらず、ごちゃまぜで児童が集まって過ごしている場所です。計30名が在籍しており、肢体不自由児13名、発達障害児17名で、その内2組の双子の児童がいます。男女比は各15名で、住んでいる地域は瀬戸市24名、尾張旭市が6名です。

利用できる年齢は小学1年生から高校3年生の児童で、縦割り型です。特に利用期間が長い中高生の児童がなもでの役割や生活スタイルを知っているので、職員のフォローを自然にしていたり、年下の友達をささえています。

開設当初は、発達障害児の利用が多くありました。ですが、肢体不自由児を受け入れる事業所が少ない事を知ったきっかけから、肢体不自由児の受け入れを開始しました。瀬戸では、肢体不自由児が多く、受け入れ先の放課後等デイサービスが少なく、利用できないのが現状です。



なもでも最初、肢体不自由児を受け入れるまでは、経験のない職員でどうしていけばいいのか不安がありました。しかし、それは肢体不自由さん側の問題でなく私達職員側の経験や、意識の問題、更に社会の問題でもあります。私達なもの職員は、小さなできる事から取り組み始めることで、肢体不自由児を受け入れていきました。

ですが、受け入れてみるとご家族様から心配な声があがりました。肢体不自由児が発達障害児に足が踏まれないか、逆に肢体不自由児の支援が厚くなり、発達障害児が十分にみてもらえないのではないかな等がありました。そんな中でも、私達職員はバランスよくどの児童にも同じように声をかけたり、見守ったり、支援したり、時に児童同士、お互いが補ったりする場面もみられました。友達に絵本を読んだり、荷物を運んだりする姿が自然になされています。子供達には枠などなく、自由に伸びやかな気持ちが備わっています。いつでもご家族さまは、私達職員のお手本です。そして、目の前の児童はいつも私達に教えてくれます。



またハード面では、使用できるバリアフリートイレや、車椅子、バギーが段差なくスムーズに移動できる玄関が整っていました。なもで肢体不自由児を受け入れる環境に恵まれていた事から、ごちゃまぜのなもがスタートしました。

## 2. なもはみんながつくる場所

なもは、”なもタイム”という季節に添ったなもオリジナル活動メニューがあります。

下記はこの記事を作成している5月の内容です。

創作	トイレットペーパーで鯉のぼり工作をしよう
ねらい	日本の行事を大切にし、健やかな成長に願いを込め、自分らしさを表現する
社会	5月3日の憲法記念日にこども六法に触れよう
ねらい	実際に日常にありそうな事柄が法に触れてしまう事を知る
食育	5月2日の八十八夜に新茶を飲もう
ねらい	暦で季節の変わり目の目安とする雑節に親しむ
表現	母の日にハーバリウムをつくろう
ねらい	いつも忙しいお母さんへの感謝の気持ちを込める
地域	なも周辺を散策し、暮らしに密着する公衆電話、ポスト、110番の家探し
ねらい	新しく入る新一年生に向けて地域を知り、生活に役立てる
自然	楽歩のたんぼや畑にでかけよう！
ねらい	土に触れながら農業についてや、季節の野菜を見たり知ったりして感覚を養う



どれも、放課後等デイサービスガイドラインを参考にした内容になっています。

ほとんどの内容が職員の発案ですが、子供達から意見を聞いたり案を出してもらって、みんなでなもをつくっています。

なもで食べるお昼ごはんやおやつも大切にしている事の一つです。食事はほとんどが手作りで、子供達も一緒に作ることがあります。アレルギー対応や、偏食で食べられない児童に対しては、例えば小麦粉を除き、米粉でおやつを作り、合理的配慮を行ったりしています。

そして、土曜日や長期休暇中の朝の会では、こどもミーティングを開き、午後からの活動内容を職員だけでなく子供達も参加して、やりたいこと、行きたい場所を決めるのも、なもが大切にしている事です。最近のお出掛け場所は、春日井市にある少年自然の家です。車椅子の児童も行けるところまで行って森林浴をしたり、足が不自由でもアスレチックに果敢に挑戦し、自分の強い力を信じて、限界を知る事なく成し遂げる姿に、感銘を受けました。



子供達は、みんなに勇気や希望を持たせてくれて、いつも私達は励みになるばかりです。

### 3. 今までの主な活動

平成 29 年 6 月 1 日	放課後等デイサービスなも 開所 初めは職員から、食器棚が開けられて危なくないか、壁に落書きされないか等の不安の音がきかれましたが「まずはやってみよう！」でスタートしました
平成 30 年 6 月 16 日	第一回 なもっこ商店街 子供達の手作り品をなも通貨で購入してもらい、収益は子供達に還元されました
平成 30 年 8 月 31 日	夏祭り みんなでピタゴラスイッチを作り体験したり、ヨーヨー釣り等を楽しみました
平成 30 年 9 月 8 日	せともの祭り参加 ボランティアさんと一緒にグループで行動しました
平成 30 年 10 月 22 日	子ども食堂 みんなで五平餅づくり 地域の方に作り方を教わり、コンロで焼いて食べました
平成 30 年 11 月 16 日	第一回 まっとながろ祭 参加（令和 1 年 10 月 6 日の第 2 回にも参加） なも室内にてなもバンド演奏やクルミボタンのワークショップ等を設け、学校の先生やご家族様、地域の福祉事業所の方々に来て頂きました
平成 30 年 11 月 24 日	なも美術館開催 磯崎 亮さんの作品展 クレヨンと絵の具で動物たちが迫力満点に描かれています
平成 30 年 12 月 22 日	とらじいちゃんのにしめ縄づくり 地域の方をお呼びし、長久手の田んぼで採れた藁でしめ縄や正月飾りを作りました
平成 30 年 12 月 29 日	餅つき大会 毎年恒例の 3 施設（もうやこ、まめ、なも） 合同で餅つきみんなで一緒に餅をつき、一年を感じられる大切な時です
平成 31 年 3 月 28 日	アンスコ工場見学 瀬戸市穴田町にある車の部品工場へ出向き、見学させて頂いた ネジができるまで等の様子などを知り、こんな仕事もあるんだ！と子供達の声
令和 1 年 8 月 31 日	なも呑み なも保護者さまを呼んで食事をしながらの交流（以後コロナ前まで月 1 回開催）
令和 2 年 10 月 29 日	楽歩農園にて収穫祭 さつまいも堀り さつまいもとつるを持ち帰り、料理して食べました
令和 3 年 2 月 24 日	効範自治会館の花植え なもの子供達と花の苗を選び、地域の自治会館に花を植えました
令和 4 年 12 月 26 日	瀬戸警察署を招いて防犯訓練 実際にさすまたを用いて犯人役の警察官を取り押さえたり通報の練習をしました
令和 4 年 11 月 23 日	第 3 回 まっとながろ祭参加 今までのなもの利用児童の作品展や、パネル展示、ポッチャ体験
その他	・毎月 1 日に防災食おやつや災害時伝言ダイヤルの実践 ・この他にも夏休み期間を活用し、楽歩内の A 型、B 型事業所にて職業体験を行う（作業内容は、調理、タオルの袋詰め、カフェの接客、エコハウス体験など）



#### 4. 地域に生きる子

なもでは、毎月第一土曜日に子ども食堂”ひるめしのたのしめるび”を開催しています。時は、6年前。地域のボランティアさん達の協力で、昼食を作り、地域の子供達となもの児童が交流をしながら、みんなでご飯を食べていました。

ところが3年前のコロナ感染症のまん延から会食をストップしました。今はフードパントリーとして復活しています。毎月、子育て世代のお母様や子どもたちが、顔を見せて来てくれることが、コロナ禍における安否確認も兼ね、私たちの喜びとなっております。また、子ども食堂の開催情報を友達同士で共有してくださる方も多くいらっしゃることで、コロナ禍でも他者の存在（孤独にならない）一因となっているのではないかと考えます。

現在コロナの規制も緩み、また以前の生活に戻っていくかと思いますがコロナ生活が抜けきらない、人と接することが億劫になってしまった、仕事や経済的に打撃を受けた・・・など様々な理由で辛い気持ちを抱える方も多くいらっしゃるかと思います。

瀬戸子ども食堂では、食事や食品の提供だけでなく、地域の皆様の居場所となるようになも開放する日を設けたり、地域の方が参加できるような継続的な活動ができるよう今後も意欲的に活動していきたいと改めて強く考えております。

#### 5. これからの課題

なもにはたくさんの児童が通ってきてくれています。

昨年、中京テレビ主催の24時間テレビでご寄贈いただいた福祉車両で肢体不自由児の活動の幅も広がり、みんなでお出かけできるようになりました。

しかし、瀬戸市にはまだ肢体不自由児を受け入れる放課後等デイサービスなどが少ないために、本人やご家族さまが困っているのが現状です。ハード面やソフト面などの配慮もいる事などから、容易に受け入れがしにくいという面があります。これから目指す共生社会では、どんな人も地域で共に暮らせるようになってほしい、それには、環境整備も必要になります。

私達は、誰もが自分らしく、住みたい場所を選び、その場所で好きな人と暮らす権利があります。それを実現していくには、地域の協力が必要になり、困っている人が、たやすく声を上げられる優しい社会であってほしいと思います。

地域の方々にも、なもに来ていた子供達を知ってもらい、挨拶を交わし、地域の子供として暮らしてほしいという願いがあります。

これからも、つぎに繋がるステップとしてなもを応援して頂けると嬉しいです。ありがとうございました。☺



## <補論>

### 学齢期における放課後等デイサービス事業について

藤掛順子（瀬戸市障がい者相談支援センター 相談支援専門員）

#### 【趣旨】

放課後等デイサービス事業は、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜を供与することとされている。

元々は障害者自立支援法に規定された児童デイサービスであったが、“障害児は「小さな障害者」ではなく、「子ども」である”という理念の元、平成24年児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、子どもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービスとして創設された。創設から約10年が経ち、私が相談支援専門員として関わってきた子どもたちも続々と学校を卒業して次のライフステージに移行している。また、支援を提供する事業所数及び利用者数は飛躍的に増加しているが、改めてその担うべき役割や機能等が問われているなかで、生涯学習とのつながりを考えていきたい。

#### 【概要】

放課後等デイサービス事業の対象は、心身の変化の大きい小学校や特別支援学校の小学部から高等学校等までの子どもであるため、この時期の子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即して児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画に沿って発達支援を行うこととされている。

支援の一定の質を担保するために全国共通の枠組みとして策定されたガイドラインでは、基本的役割（①子どもの最善の利益の保障、②共生社会の実現に向けた後方支援、③保護者支援）を定めた上で、4つの基本活動（①自立支援と日常生活の充実のための活動、②創作活動、③地域交流の機会の提供、④余暇の提供）を組み合わせて支援を行うことを基本としている。

基本活動を通じて、子どもが他者との信頼関係の形成を経験し、この経験を起点として、友達とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じることができることを支援し、また、友達と関わることにより、葛藤を調整する力や、主張する力、折り合いをつける力が育つことが期待される。活動の様々な場面で、子どもの自己選択や自己決定を促して支援するプロセスを組み込み、学校や家庭とは異なる時間・空間・人・体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることが求められる。また、子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画と個別支援計画を連動させる等により、学校と連携を積極的に図ることも求められている。

子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるには、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められ、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との



連携を図りながら、児童発達支援センターや他の事業所とともに障害の有無にかかわらず共に育つことができる環境づくりを進めていくべきである。

保護者支援においては、日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になることに加え、ペアレントトレーニング等を活用して家庭内の子どもの育ちを支える力をつけられるように支援することや保護者同士のつながりの醸成、祖父母・きょうだいへの支援も想定されている。

#### 【課題】

2023年4月1日現在、瀬戸市には21か所の放課後等デイサービスの事業所があり、これらの基本的な役割や活動を踏まえ、それぞれの事業所が持つ特色を発揮した支援を行っている。私たち相談支援専門員は、対象となる子の心身の状況や環境、子ども自身と保護者の意向などを踏まえて必要な支援を提案し、ともに検討した結果、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の利用が必要となれば、障害児支援利用計画を作成し、ニーズに応じた事業者等の選択や利用支援を行っている。しかし、そのニーズは多種多様で、必要な社会資源が不足していることも課題となっており、障害児福祉計画等において地域の実情に合った体制整備を進めていく必要がある。

こういった地域課題を検討する場として、自立支援協議会の活用が求められ、瀬戸市の協議会に設置された「こども未来部会」では、関係機関が集まって情報や課題を共有し、協議を重ねながら、子どもの発達を面で支える連携体制を構築している。昨年は教育委員会と協議会の共催で「学齢期の過ごし方あれこれ相談会」を開催し、発達に支援が必要なお子さんの就学や進路、療育についてライフステージに沿った相談ができる場を設けているが、学齢期までは学校や様々な子育てに関わる様々な支援機関があるものの、年齢が上がるにつれ、相談先が少なくなっていく、保護者の多くはそのことに不安を感じている。また、学校卒業後の選択肢は決して多くなく、卒業してすぐ就労や福祉施設の利用といった進路選択をしなければならない状況もあって、本来は緩やかな発達支援が必要な子どもたちであるにも関わらず、早くから自立に向けた意識づけや能力の獲得が求められ、トライ＆エラーの経験を十分に重ねられないまま、進路先や社会生活において不適応を起こすこともあり、もう少し準備の期間があったら…と思うことも多い。

#### 【今後に向けて】

放課後等デイサービスは、その在り方が厳しく問われているところではあるが、実際に事業所で過ごす子どもたちの姿を見ていると、慣れた環境でゆったりと自分のペースで過ごしながら、好きなことに没頭したり、友達・スタッフとのやりとりを楽しんでいて、その姿を見ると肩の力が抜け、ホッとさせられる。また、場に応じた役割を持ち、家や学校とは違った顔を見せることも多い。就学前から知るお子さんの場合、年単位での成長と変化に驚かされ、保護者や関わってきた支援者とその過程を振り返って感慨深い思いに浸ることも少なくない。生涯発達の視点に立てば、この発達過程は学校卒業後も続くものであり、自分自身の興味や生き方について探求し、学びを深め、その仲間を得られる場が継続して必要であり、放課後等デイサービス事業所のような場を持つ力や実践が活かされることも多いと思われる。今回の連続講座を通じ、少しでも多くの方に放課後等デイサービス事業所の実践について知ってもらい、瀬戸市の障害者生涯学習の環境整備をともに進めていくアイデアを出し合って協働できたらと期待している。

## 第6回

### <愛知県立瀬戸つばき特別支援学校>

## 「つながり」を大切に自立と社会参加を目指した知的障害教育校の取組

犬飼保夫（愛知県立瀬戸つばき特別支援学校）

### 1 本校の概要

2022年度、愛知県内の特別支援学校に在籍している幼児児童生徒数は7,373人であり、知的障害教育校に在籍する幼児児童生徒数は5,323人、全体の全体の約72.1%である。また、小・中学校の特別支援学級の学級数・在籍者数は、4,013学級・15,586人である（2012年度の学級数は約1.7倍、在籍者数は約1.9倍）。その中でも、知的障害特別支援学級の学級数・在籍者数は、1,618学級・7,053人、学級数は全体の約40.3%、在籍者数は45.3%を占めている。

このような本県の状況において、愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）<sup>\*1)</sup>の取組の一つとして、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足解消のための新設校の設置があり、本校は春日台特別支援学校（春日井市）の教室不足の解消のため2019年4月に開校した。

通学区域は、瀬戸市、長久手市、尾張旭市の全域並びに豊田市山間部、春日井市南部であり、2023年度は小学部に95人、中学部に72人、高等部に129人の計296人が在籍している

（2019年度249人）。通学方法はスクールバス（2023年度：新型コロナウイルス感染症対策により10台）、自力通学（高等部一部生徒）、保護者の送迎。また、小原学園<sup>\*2)</sup>内に施設内教育として小学部9人、中学部6人が在籍している。



#### 【校章】

- 瀬戸市の花である椿（つばき）の図柄、「瀬戸」の文字、**つながり**を表す輪で構成している。
- 椿の図柄の中心には小・中・高12学年を表す12本の雄しべや雌しべを配置し、その周りの3枚の花弁が**校訓**である「**元気な子 感謝する子 努力の子**」を表している。
- 後方の3枚の花弁は子どもたちを支え、**つなぐ**役割である小学部、中学部、高等部の先生たちを意味している。
- 花の周りの3枚の葉は、「学校」、「保護者」、「地域」を表し、子どもたちを囲むように配置している。

\*1 計画期間は2019年度から2023年度までの5か年。共生社会の実現に向けた特別支援教育の充実に向けて、四つの計画の柱（多様な学びの場における支援・指導の充実、教員の専門性の向上、教育諸条件の整備、卒業後の生活へのスムーズな移行）を設定し取組を推進する。

\*2 所在地は豊田市沢田町座内22番地。小原福祉ビレッジ内の福祉型障害児入所施設。入所定員は40名＋ショートステイ4名。小原学園の他に小原安立（特別養護老人ホーム・高齢者グループホーム）、小原寮（障害者支援施設）の2施設がある。

## 2 スクールポリシー<sup>\*3)</sup>

本校では、育成する子どもの資質・能力を以下のように定め目指している。<sup>\*4)</sup>

元気で健康な心と体を育むとともに、まわりへの感謝の気持ちを忘れずに日々自立と社会参加に向けて努力する児童生徒を育てる。

### <小学部>



- ・基本的な生活をする力を身に付け、自分のことは自分でしようと努力する子。
- ・いろいろな活動に挑戦し、思い切り楽しむことができる子。



### <中学部>

- ・生活経験を積み、生活に生かすことができる力を身に付ける努力ができる子。
- ・責任をもって役割を果たし、人に役立つ喜びを感じることができる子、仲間と協力できる子。

### <高等部>



- ・家庭生活や職業生活に必要な知識や技能を身に付け、卒業後の生活に生かそうと努力できる子。
- ・社会の一員として必要となる役割を知り、豊かな生活を目指して主体的に社会参加できる子。

<sup>\*3</sup> 2021年3月 学校教育法施行規則の改正により高等学校に三つの方針（育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針）の策定・公表が求められることになった。愛知県教育委員会はその意義から県立特別支援学校も対象に加えた。

<sup>\*4</sup> 「個別の指導計画」を作成し、個々の学びやすさに主眼をおいた学習内容や形態を工夫する。自ら学ぼうとする意欲を大切にし、体験的な学習や人とのかかわりを通して、感じる力、考える力、伝える力を学ぶ。成功体験や達成感を十分に味わい、その積み重ねによって自らを肯定的に認める気持ちを高める。

### 3 教育課程

#### (1) 指導形態

「特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動<sup>\*5)</sup>の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。」と定めている（学校教育法施行規則第130条第2項）。本校では、以下の指導形態により教育課程を編成している。

＜小学部＞・日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、国語（3年生以上）、算数（3年生以上）、音楽、体育、特別活動、自立活動

重複障害学級：日常生活の指導、生活単元学習、遊びの指導、音楽、体育（3年生以上）、特別活動（4年生以上）、自立活動

＜中学部＞・日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間

重複障害学級：日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、音楽、保健体育、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間

＜高等部＞・A類型職業コース<sup>\*6)</sup>・A類型・B類型

生活単元学習、作業学習、国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、特別活動  
自立活動、総合的な探求の時間

・C類型 日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、音楽、保健体育、職業、家庭、特別活動、自立活動、総合的な探求の時間

・D類型（重複障害） 日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、音楽、保健体育、特別活動、自立活動、総合的な探求の時間

#### 【時間割表】

例 小学部1年生（通常の学級）

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 自立活動				
2	自立活動	体育	音楽	体育	音楽
3	遊び生単	遊び生単	遊び生単	遊び生単	遊び生単
4	遊び生単	遊び生単	遊び生単	遊び生単	遊び生単
	給食				
5	日常生活の指導				
6	13:55 下校（お迎え）				

例 高等部3年生（A類型職業コース）

	月	火	水	木	金
9:05～ 9:50	国語	体育	家庭	作業	美術
9:55～ 10:40	HR	自活	家庭	作業	美術
10:45～ 11:30	総合	作業	数学	作業	体育
11:35～ 12:20	音楽	作業	生単	作業	音楽
	給食				
13:10～ 13:55	体育	作業	職業	作業	生単
14:00～ 14:45	数学	作業	職業	作業	国語

15:10 下校 部活動（火・金 15:10～16:10）  
（バスケットボール・フライングディスク・文化部）

\*5 自立を目指して学習上や生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導領域。学習指導要領には、自立活動の内容について、健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの6区分27項目が示されている。

\*6 地域の企業や公共施設と連携したデュアルシステム型（働きながら学ぶ、学びながら働く）の産業現場等における実習（週に1日）を行う指導形態。企業就労を目指す2、3年生の一部生徒の数名を対象としている（2023年度11人）。

## (2) キャリア教育<sup>\*7)</sup>の充実

知的障害教育校におけるキャリア教育は、児童生徒の実態に応じて、就職や企業就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度や意欲を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度を障害の特性や発達段階に応じて育成することと考える。

日常生活の中で自分の役割を理解し、果たそうとする態度や意欲を育むためには、日常生活動作や基本的な生活習慣の確立に向けた指導、支援を基本に、学校生活や家庭生活に主体的に参加し、役割を果たす力を付けられるようにすることが重要である。また、職業に就こうとする態度や意欲を育成するためには、実際に働く力や職業的に自立に必要な力を身に付けられるように指導、支援することが必要である。

## (3) 地域とのつながり

### ア 地域のリソースを活用した校外学習

学校の近隣にある施設や企業の協力を得て、実体験を伴う様々な教育活動を行っている。

#### ・ 尾張東地方卸売市場（ふれあい市場 せとの里）での「買い物学習」

生活単元学習を中心に、お金の計算を学習するだけでなく、「自分の欲しいもの」→「自分で選ぶ」→「お金を払う」→「得る」ということを実感する学習をする。そして、他の学習で「お金の大切さ」「働くこと」などを学びながら、最終的には働く意欲、自己実現へとつなげていく。

#### ・ 地元企業での産業現場等における実習

企業就労に向けた職域の更なる拡大と雇用を目指して産業現場等における実習を地元の各企業に依頼している。多くの企業の理解と協力を得ながら、高等部生徒は2年生時に1回（1週間）、3年生時に2回（各2週間）実習を行っている。

### イ 瀬戸市立幡山中学校との交流及び共同学習<sup>\*8)</sup>

本校中学部の全生徒と瀬戸市立幡山中学校の1年生を対象に年に2回の学校間での交流及び共同学習を行っている。同年齢の友達との相互の触れ合いを通じて、豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面に指導の重点を置きながら、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面にも配慮しながら活動内容を工夫し実践している。

なお、今年度から小学部においても瀬戸市立幡山東小学校と両校とも5年生を対象にした学校間の交流及び共同学習を計画している。

### ウ 居住地の学校における交流及び共同学習

前述の学校間での交流及び共同学習に加え、希望する児童生徒はその児童生徒が居住する地域の小・中学校において、交流及び共同学習を年間1回から3回ほど行っている。



\*7 社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される。

\*8 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子どもとが触れ合い共に活動するもの。経験を深め社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

## <補論>

# 知的障害特別支援学校の教育

小川 純子（金城学院大学等非常勤講師）

### 【趣旨】

第6回は「知的障害特別支援学校の教育」というテーマで、愛知県立瀬戸つばき特別支援学校の犬飼校長先生が瀬戸つばき特別支援学校の教育課程、子どもたちの様子等について講話をしていただきますので、ここでは、「愛知の特別支援教育」について、特に知的障害特別支援学校についてお話しさせていただこうと思います。

### 【概論】

#### 1 特別支援教育とは

従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されている。

#### 2 愛知の特別支援学校（42校：R4年5月1日現在）

盲学校	2校	聾学校	5校
知的障害特別支援学校	22校	肢体不自由特別支援学校	11校
知的・肢体不自由特別支援学校	1校	病弱特別支援学校	1校

#### 3 愛知の特別支援学校在籍児童生徒数（R4年5月1日現在）

盲学校	98人	聾学校	391人
知的障害特別支援学校	5,323人	肢体不自由特別支援学	1,237人
知的・肢体不自由特別支援学校	251人	病弱特別支援学校	73人

#### 4 知的障害特別支援学校（特別支援教育の基礎・基本より）

##### (1) 知的障害の基礎知識

知的障害とは、一般に、「認知や言語などにかかわる知的能力」や「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」が同年齢の児童生徒に求められるほどまでには至っておらず、特別な支援や配慮が必要な状態。知的障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に起こる。発達期の規定の仕方は必ずしも一定ではないが、18歳以下とすることが一般的。

##### (2) 発達障害の基礎知識

発達障害とは、発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通

常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。脳の機能的な問題が関係して生じる疾患であり、日常生活、社会生活、学業、職業上における機能障害が発達期にみられる状態をいう。最新の DSM-5（「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」）では、発達障害は、知的障害（知的能力障害）、コミュニケーション障害、自閉スペクトラム症（ASD）、ADHD（注意欠如・多動症）、学習障害（限局性学習症、LD）、発達性協調運動障害、チック症の7つに分けられている。一般的には、乳幼児から幼児期にかけて、特徴的な症状を呈するものを言う。ただし小児期に症状が目立たず、学齢期や思春期あるいは成人に至って、学校や職場で問題が顕在化することもある。

発達障害の場合、本人の怠慢や家族のしつけ・環境などが原因ではなく、基本的に脳の機能の障害から起こる。「発達障害者支援法（2016年改正）」では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

①自閉症スペクトラム

②学習障害

③注意欠陥多動性障害

### (3) 知的障害のある子どもに対応した教育課程編成

知的障害教育の目標は、一人一人の子供の全人的発達を図り、その可能性を最大限に伸ばすという点では、基本的に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校と同様。が、在学する子供の障害の特性を考慮すると、学习上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことに重点が置かれている。教育課程の編成に当たっては、子供の障害の状態や発達段階を的確に把握し、地域の特色を踏まえて、自立し社会参加するための「生きる力」を具体化し、必要となる指導内容を適切に選択・組織するとともに、実際の、体験的な活動を通して幼児児童生徒が主体的に学習活動に取り組めるよう指導計画を作成することが必要。

①教科別の指導

②特別な教科 道徳、外国語活動、特別活動、自立活動

③各教科等を合わせた指導

④指導の実際

## 5 特別支援学級と通級指導教室

①特別支援学級とは

②通級指導教室とは

## 6 特別支援教育を巡る今日的な課題

①発達障害増加

②インクルーシブ教育システムとインクルーシブ教育

③教員の専門性

## 7 そして、大事なこと

## 第7回

### まとめ

コーディネーター 田中 良三

本講座では、瀬戸市内の乳幼児期から青年・成人期に至る医療・療育・保育、学校教育、学齢期の地域支援、福祉事業の取り組みを取り上げ、それらを障害者の生涯にわたる学び支援の視点から学びました。

そのために、講師、司会、受講生の三者を繋ぐコーディネーターを配置し、受講者による話し合いを大切に、全国的視野に立って地域における障害者の生活と学びの状況について理解を深めるように努めました。

その結果、文部科学省の障害者生涯学習政策の理念を共有し、学校卒業後も障害者が学びを通して、地域社会で自立して生きるために必要な力を生涯にわたって維持・開発・伸長するための課題と展望についてどこまで理解を深めることができたかについて各講座を丁寧に振り返ってみたいと思います。

◎ 受講生は、次ページの様式（項目等）に基づいて、記入していただきます。終了

時に、集めさせていただきます。



<本講座を振り返って>

受講者番号 (            )

氏名 (                    )

1.この講座目標の達成度について、あなたにとって該当するもの一つを選んで○をつけてください。

・十分に達成した    ・ほぼ達成した    ・あまり達成していない    ・全く達成していない

2.理解できたと思うことを5点あげてください(箇条書き)

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

3.疑問点など、よくわからないと思うことを3点あげてください(箇条書き)

- ①
- ②
- ③

4. 「学校卒業後の障害者の学習支援」について、今後、瀬戸市で取り組んでほしいと思うことについて書いてください。(箇条書き)

5. その他 (自由に書いてください)

★ これをまとめて集約します (個人が特定されることはありません)、後に、『報告書』に掲載します。報告書は、文部科学省等から全国に発信されます。

## 編集後記

障がい児・者の医療、療育・保育、学校教育、在学中の子どもへの地域支援、卒業後の福祉と、それぞれ瀬戸市において第一戦に立って活躍しておられる方々に、講師として、また、司会者としてご登壇いただき、みなさん大変お忙しいにも関わらず、貴重な実践や論稿を執筆していただきました。

瀬戸市では、障害者が学校卒業後も生涯にわたる学びを通して豊かな人間的成長の支援を目指す文部科学省の政策に応え、誰もが安心して住むことができ、豊かな文化に溢れたインクルーシブな地域社会の実現をめざす貴重な機会として積極的に受け止めています。

この冊子に収録した実践記録は、今後、必ずや、瀬戸市にとって大きな財産になるものと思います。

講座受講者はもちろん、一人でも多くの皆さんに、この冊子をお読みいただくことを願っています。

(田中良三)

文部科学省：令和5年度学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業  
「瀬戸市における民間団体との協働による障害者生涯学習プログラムの開発」

## 第2回 障害者生涯学習連続講座（2023年度） プログラム集

発行日 2023年6月13日

発行者 特定非営利活動法人 杏  
愛知県瀬戸市中水野町1丁目444

<問い合わせ先>

Eメール：ryo240@ybb.ne.jp(田中)